

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)の概要

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)の概要

景品表示法は、消費者の自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するため、一般消費者に誤認される表示や過大な景品類の提供を制限及び禁止している(消費者庁移管に伴い、「競争法」から「消費者法」に変更。)

景品表示法第4条(不当な表示の禁止)

優良誤認
(4条1項1号)

商品又は役務の品質, 規格その他の内容についての不当表示

不実証広告規制(4条2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは, 事業者に対し, 期間を定めて, 当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には, 当該表示は優良誤認表示とみなされる。

有利誤認
(4条1項2号)

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示
(4条1項3号)

商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示

景品表示法第3条(景品類の制限及び禁止)

総付制限告示(昭和52年告示第5号)

総付景品 = 商品の購入者等にもれなく提供する景品類

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20%

懸賞制限告示(昭和52年告示第3号)

懸賞景品 = 商品の購入者等に対し, くじなどの偶然性, 特定行為の優劣等によって提供する景品類

一般懸賞

取引価額	景品類限度額(①、②両方の限度内)	
	①最高額	②総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	懸賞に係る売上予定総額の2%

共同懸賞 = 一定地域の同業者や商店街が共同実施

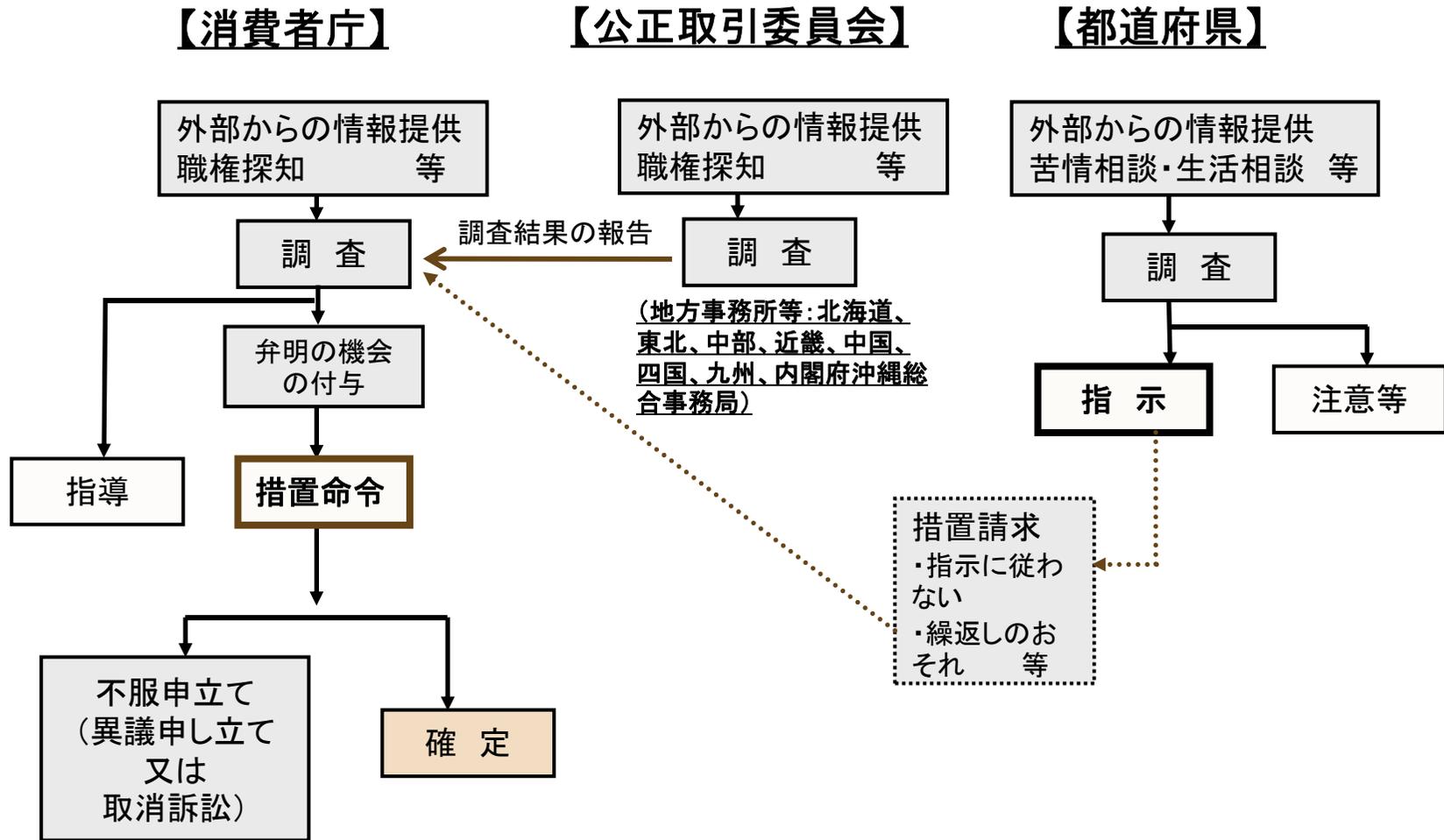
景品類限度額(①、②両方の限度内)	
①最高額	②総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

カード合わせ = 異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法を用いた懸賞
⇒ 全面禁止

業種別景品告示

①新聞業、②雑誌業、③不動産業、④医療用医薬品業・医療機器業及び衛生検査所業

景品表示法違反の事件処理手続



景品表示法違反の運用状況

【表1】景品表示法違反事件処理件数

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度※ ²
措置命令	20	28	37	25
警告	2	0	265※ ¹	156※ ¹
注意	412	405		

※1 行政手続法上の「行政指導」にあたる「指導」の件数。平成24年度から、「警告」、「注意」の区分を廃止した。

※2 平成25年12月31日現在の件数

【表2】平成24年度における処理事件の商品役務別件数

商品役務	措置命令	指導	合計
食品	2	49	51
被服品	4	34	38
住居品	13	41	55
教養娯楽品	0	44	44
教養・娯楽サービス	2	11	13
車両・乗り物	1	4	5
保健衛生品	7	14	21
土地・建物・設備	2	9	10
運輸・通信サービス	2	7	9
教育サービス	1	7	8
金融・保険サービス	0	1	1
その他	3	54	57
合計	37	275	312

景品表示法の周知・啓発等①

I 一般消費者及び事業者に対して注意を促すため、景品表示法上の考え方について作成・公表(いずれも消費者庁ホームページに公開)

【最近のもの】

- ・焼肉業者における焼肉メニュー表示の適正化について(平成22年 10月7日)
- ・インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項(平成23年10月公表、平成24年5月一部改定)
- ・スクーバダイビングショップにおける料金等の表示の適正化について(平成23年11月11日)
- ・「カード合わせ」に関する景品表示法(景品規制)の運用基準の公表について(平成24年6月28日)
- ・小売業者における冷凍食品の販売価格に係る表示の適正化について(平成25年 4月25日)
- ・トイレクリーナーの表示に関する実態調査結果について(平成24年12月21日)
- ・いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(平成25年12月公表)
- ・メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について(平成26年1月27日までパブコメ実施)

【その他】

- ・「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について
- ・「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則
- ・「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品に関する運用細則
- ・「無果汁の清涼飲料水等についての表示」に関する運用基準について
- ・「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準
- ・「おとり広告に関する表示」等の運用基準
- ・「不動産のおとり広告に関する表示」の運用基準
- ・「有料老人ホームに関する不当な表示」の運用基準
- ・不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針
- ・不当な価格表示についての景品表示法上の考え方
- ・不当な割賦販売価格等の表示に関する不当景品類及び不当表示防止法第4条第2号の運用基準
- ・比較広告に関する景品表示法上の考え方
- ・消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項

景品表示法の周知・啓発等②

Ⅱ 講習会・研修会等に消費者庁・公正取引委員会職員を講師として派遣。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
講師派遣数	92	121	98

Ⅲ 事業者からの相談に対応。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談件数	16,772	17,205	17,249